

## 第5 防災防火対象物、防災物品

## 1 防災防火対象物品

## (1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3及び政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

- ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分
- イ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- ウ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

## (2) 次の防火対象物の部分には、防災物品を使用すること。▲

- ア 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分
- イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分
- ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

## 2 防災対象物品

## (1) 法第8条の3第1項及び政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て
- イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1 m以上のもの
- エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）
- オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの
- カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等
- ク 試着室に使用される目隠し布
- ケ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m<sup>2</sup>を超えるもの）

## (2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2 m<sup>2</sup>以下のじゅうたん等
- イ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- ウ 畳
- エ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- オ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- カ 布製及び紙製以外のブラインド
- キ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
- ク 独立したさお等に掲げる旗



